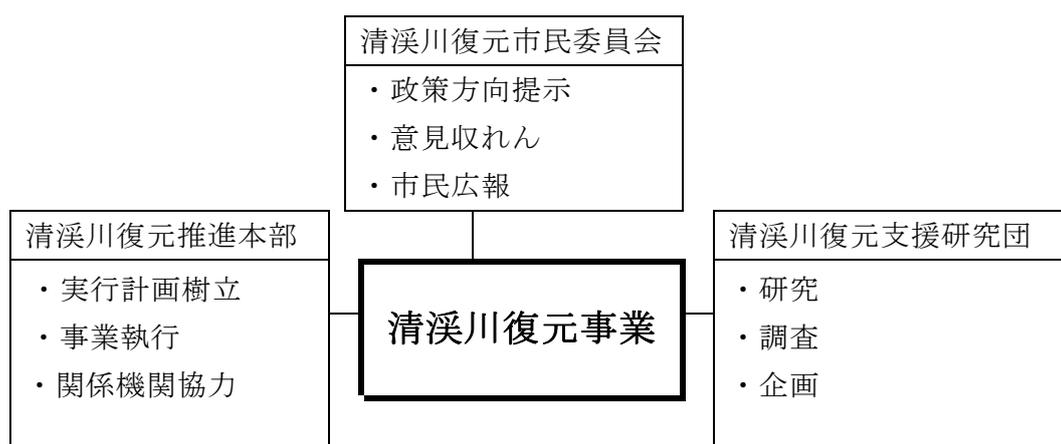


## 第4節 清溪川復元事業推進体系

清溪川復元事業は事業を効率的且つ体系的に推進するため、以下のような推進体系で役割を分担した。（【図4】参照。）

- 清溪川復元市民委員会：清溪川復元の政策方向を提示し、市民の意見収れん及び広報を担当する。
- 清溪川復元支援研究団：妥当性と基本計画樹立等の研究領域を担当する。
- 清溪川復元推進本部：実質的に事業を執行する執行本部。



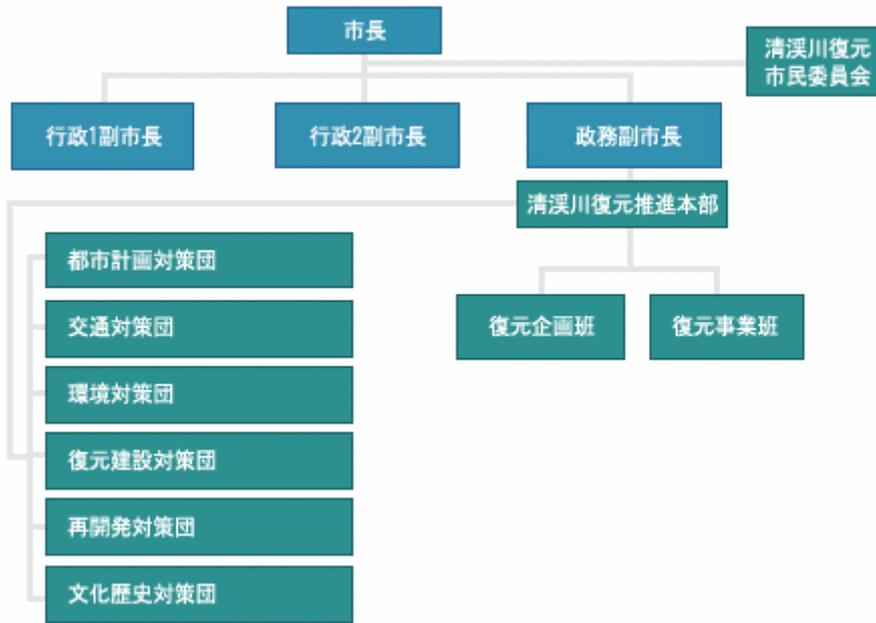
【図4】清溪川復元事業推進のための体系図

### 1 清溪川復元推進本部

#### (1) 組織

##### ア 清溪川復元推進本部設置時

2002年7月2日、清溪川復元推進本部は、市長就任と同時に業務を開始し、持続的に定員を補強しつつ、事業における本部の役割を強化し、推進体系を強固にしていった。【図5】は、設置当時の組織図である。



【図5】清溪川復元推進本部 組織図

#### イ 清溪川復元工事着工以降

2003年7月1日、清溪川復元工事着工以降、清溪川復元推進本部は、清溪川周辺の再開発推進等の新しい業務需要に対応し、復元事業を効率的且つ体系的に推進するため、【図6】のとおり組織を改編した。



【図6】組織改編（2003.7.1）

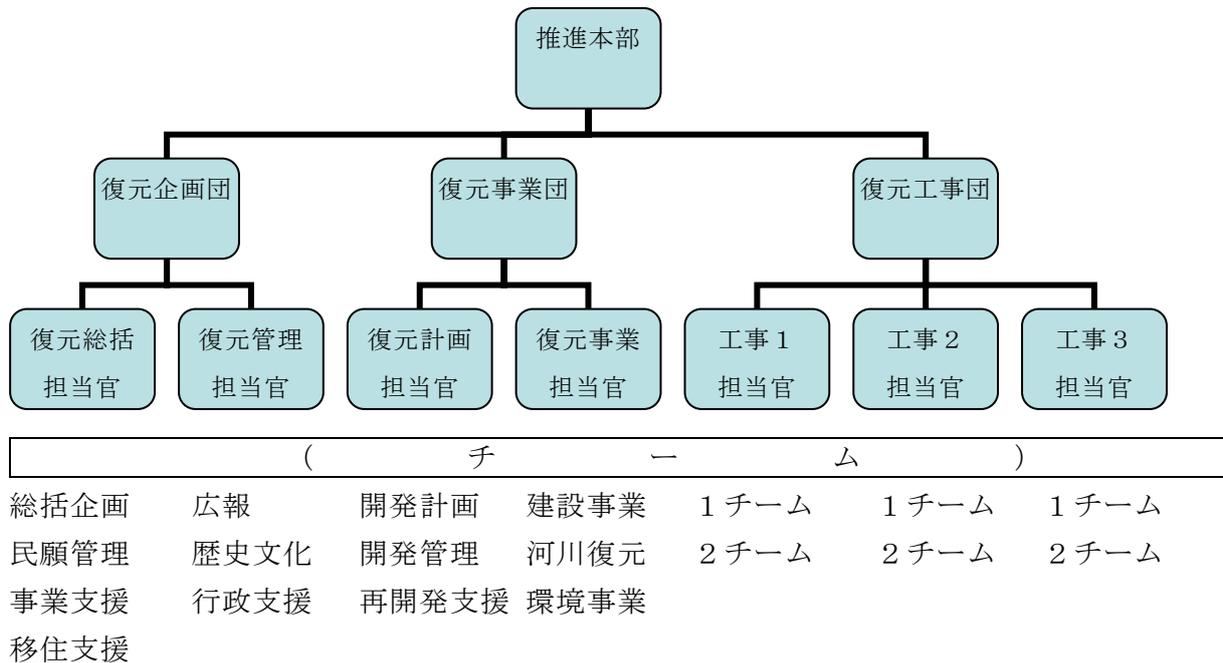
なお、この時点では、清溪川復元事業は、企画及び支援機能を担当する清溪川復元推進本部と、復元工事機能を担当する建設安全本部清溪川復元工事局とで二元化されていた。

建設安全本部の清溪川復元工事局は、工事1部、工事2部、工事3部に分かれてお

り、工事3部は臨時機構であった。

### ウ 2004年1月以降

2004年1月には、ソウル特別市行政機構設置条例施行規則上、臨時組織である工事3担当官の業務を明確に規定し、建設安全本部復元工事局を清溪川復元推進本部に編入させることにより、清溪川復元事業の効率的な推進と、専門性を確保し、復元計画担当官のチーム名称を業務の特性にふさわしいものに変更する等の組織改編（【図7】参照。）を行った。



【図7】組織改編（2004年1月1日）

なお、参考までにチーム別業務分掌を【表6】のとおり掲載しておく。

	区分	業務分掌	
復元企画団	復元総括担当官	総括企画チーム	総括庶務、団・班業務調整、国会・市議会業務等
		民願管理チーム	清溪復元による民願総括、産業構造改編法案、商圈活性化法案
		事業支援チーム	商店街移住対策樹立
		移住支援チーム	移住商店街敷地及び団地造成
	復元管理担当官	広報チーム	清溪川復元広報業務、市民意見収れん、広報館運営、文化館運営、白書発刊
		歴史文化チーム	歴史遺跡復元、文化空間造成、観光資源化法案 等
行政支援チーム		市民委員会運営支援 等	

復元事業団	復元計画担当官	開発計画チーム	団の庶務、都心部発展法案樹立、地区単位の企画
		開発管理チーム	復元事業のモニタリング、都心部発展法案進行业務、清溪川文化館建設
		再開発支援チーム	セウン商店街区域等再開発支援（基本計画、建築関連業務、民願管理、等）
	復元事業担当官	建設事業チーム	管理団運営、清溪川下流及び支川、中浪川下流部整備設計（橋梁、擁壁、道路）
		河川復元チーム	下水管路及び源流水対策、清溪川下流及び支川、中浪川下流部整備設計（河川、下水管路）
		環境事業チーム	河川維持管理計画、清溪川下流及び支川、中浪川下流部整備設計（生態復元、造景）
復元工事団	工事1担当官		管理業務総括、行程及び品質管理総括、設計変更、紛争関連業務総括、議会、監査、予算関連業務総括、民願管理総括、廃棄物業務総括、環境管理総括、指定物移設業務総括 等
	工事2担当官		建設安全業務総括、交通処理対策業務総括、水防及び災害対策業務総括、沿道建築物関連業務総括 等
	工事3担当官		造景施行管理総括、街路樹植樹管理、指定樹木移転、機械及び電気業務総括、景観照明業務総括 等

【表6】清溪川復元推進本部 チーム別業務分掌

## (2) 事業内容

復元事業推進本部の業務は、内容により復元に直接関係する事業と関連対策事業、そして側面支援する事業に大きく分類される。主な事業内容は【表7】のとおりであるが、これらの業務を各部署で役割分担しながら、推進本部が統一的に事業を進めていった。

	単位事業	事業内容
復元事業	①歴史文化分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財指標調査及び民俗実態調査</li> <li>・文化財復元計画樹立</li> <li>・水辺文化空間造成計画樹立</li> <li>・4大門内歴史文化連携、観光資源化計画樹立</li> </ul>
	②建設安全分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覆蓋道路及び高架道路撤去計画樹立（撤去工法、撤去残材再活用等）</li> <li>・支障物移転計画樹立</li> <li>・道路及橋梁建設計画樹立</li> <li>・水路造成及び下水管渠整備計画樹立</li> </ul>

	③自然環境分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生態河川復元計画樹立</li> <li>・水辺公園造成計画樹立</li> <li>・維持用水及び供給管路計画樹立</li> </ul>
	④都市計画分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期都市計画調整</li> <li>・周辺都市管理計画樹立</li> <li>・開発都市計画樹立</li> </ul>
関連 対策	⑤周辺商人対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺商人意見収れん</li> <li>・工事中の営業障害最小化法案講究</li> <li>・工事後の商店街活性化対策樹立</li> <li>*交通対策及び建設安全計画、都市計画と連携</li> </ul>
	⑥交通対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元区間の交通対策樹立</li> <li>*都心交通体系改編と連携</li> </ul>
	⑦財源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費の財源対策樹立</li> <li>・事業による費用・便益の分析</li> </ul>
支 援 業 務	⑧広報対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合広報計画樹立</li> <li>・ターゲット別、媒体別、段階別の広報対策樹立</li> </ul>
	⑨市民委員会運営支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民委員会構成及び発足</li> <li>・市民委員会活動支援</li> </ul>
	⑩支援研究団業務連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妥当性調査及び基本計画課題指示書検討</li> <li>・研究内容点検及び調整</li> </ul>

【表 7】 推進本部の事業分野別内容

## 2 清溪川復元市民委員会

### (1) 組織

清溪川復元の政策方向を提示し、市民の意見収れん及び広報を担当する清溪川復元市民委員会は、2002年9月12日、ソウル特別市条例第4023号「清溪川復元市民委員会設置及び運営に関する条例」（巻末の参考資料を参照）により設立された。各界各層の市民代表及び関係専門家等が参加する「清溪川復元市民委員会」を設置し、ソウルの歴史文化的遺産の保全と市民の生活の質の向上のための清溪川復元事業を効率的に推進しようとするものである。

ソウル特別市条例第4023号「清溪川復元市民委員会設置及び運営に関する条例」の主な内容は以下のとおりである。

- 1 委員会は清溪川復元事業に関する主要政策の審議、評価、調査及び研究、市民の意見収れん及び対市民広報活動等の機能を遂行する。（第2条）
- 2 清溪川復元事業のための委員会の効率的運営のために、委員会に本委員会、企画調整委員と歴史文化、自然環境、建設安全、交通、都市計画、市民意見等6つの分科委員会を置く。（第3条及び第6条）

- 3 委員会の会議召集は、委員長が必要だと認めたとき、在職委員の3分の1以上の召集要請があったときに召集し、会議は所属委員の過半数の出席で開議し、案件審議は出席委員の過半数の賛成で決定させる。(第9条)
- 4 委員会は業務遂行上必要と認めるときは、専門機関又は関連団体等に調査研究を依頼したり、公聴会等を開催し、関係専門家及び市民の意見を聞くことができる。(第11条)
- 5 委員会の円滑な活動の為、予算の範囲内で、次のような支援を行うことができる。(第12条)
  - ・ 人力、装備、施設等必要な支援
  - ・ 調査研究及び公聴会、セミナー開催等に所要経費支援
  - ・ 委員の会議参加手当、案件検討手当、旅費支援

## (2) 活動内容

### ア 原州土地文化館でのセミナー

2002年10月25日～26日、江原道原州市土地文化館で開催され、清溪川復元市民委員会委員44名と記者9名及び関係機関が参加した中で、「ソウルの未来を開く清溪川復元セミナー」というタイトルで行われた。

### イ プレスセンターでの国際シンポジウム

2002年11月25日、清溪川復元市民委員会、ソウル市、UNEP韓国委員会が共同主催で、海外の類似事例に対する比較研究の場を、清溪川復元事業の広報及び市民参加の雰囲気造成の機会にしようと、「都市河川の復元と持続可能な都市開発戦略」というテーマで「清溪川復元国際シンポジウム」を開催した。

### ウ 清溪川復元工事公聴会の開催

2003年2月20日、ソウル市公務員教育院大講堂で、ソウル特別市議員と清溪川復元市民委員、市民、商人代表、市民団体等の500余名が参加した中で、清溪川復元事業公聴会を開催した。

### エ 河川現場視察

2003年3月7日～8日、清溪川復元市民委員会委員16名と公務員7名で、河川復元優秀事例地域である大邱の新川と済州道の山地川の視察を行った。

### オ ワークショップの開催（市政開発研究院）

2003年5月27日、市民委員会委員30名、商人団体8名、市民団体2名等が参加し、市政開発研究院でワークショップを開催した。

カ ワークショップの開催（ソウル市公務員研修院）

2003年7月11日～12日、江原道束草市の公務員研修院で、清溪川復元市民委員会委員、市政研究院の研究委員、関係公務員等が参加するワークショップを開催した。

キ 基本設計説明会の開催

2003年7月29日、清溪川復元市民委員会委員48名、ソウル特別市公務員、設計業者関係者が集まり、基本設計説明会が開催された。説明会では、復元事業の推進経緯の説明、基本設計の説明、討論及び質疑応答、分科委員会別討論が行われた。

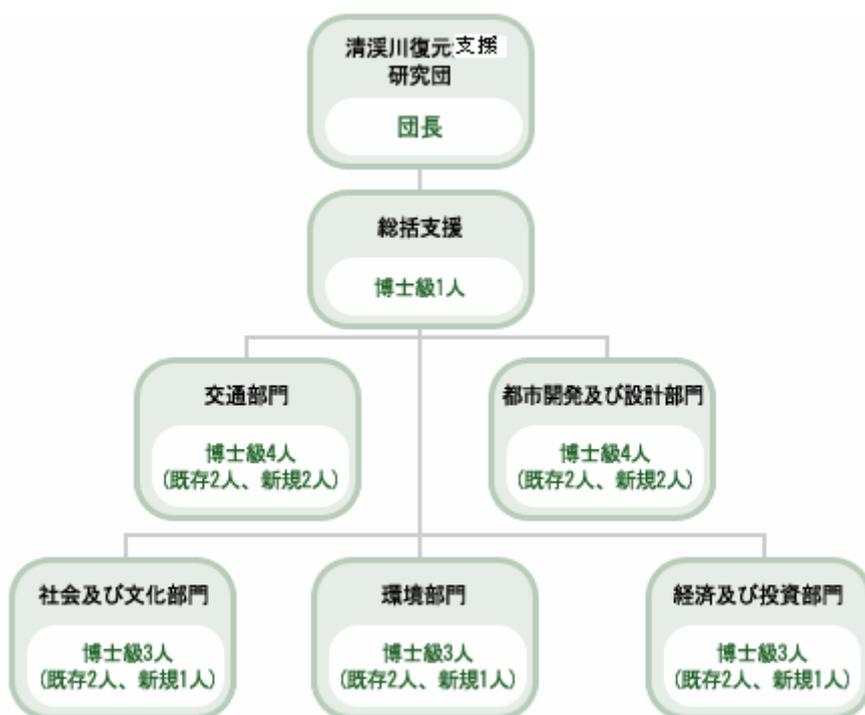
ク 2次説明会開催（実施設計）

2004年2月24日、清溪川復元市民委員会委員33名が出席し、実施設計説明会が開催され、復元工事の実実施設計計画の内容説明の後、清溪川復元市民委員会委員らの質疑応答、討論が行われた。

### 3 清溪川復元支援研究団

#### (1) 組織

清溪川復元支援研究団は、ソウル市政開発研究院（※9）の臨時組織として、産・官・学・研が連携し、清溪川復元事業を成功させるため、基礎資料及び基本構想を提供する関連研究業務を遂行するために発足した。



【図8】清溪川復元支援研究団の組織図

※9 ソウル市政開発研究院は、1992年にソウル市により設立された総合的な都市政策研究機関である。都市計画、交通、環境、地域経済、行財政、社会福祉、文化、都市情報など様々な分野の都市問題を体系的に調査研究。市の中長期発展計画樹立や都市政策立案に寄与している。

## (2) 事業内容

研究団は、5つの部門で構成されており、部門ごとに様々な研究等が行われた。主な内容については以下のとおりである。

- ・清溪川復元の必要性の検討
- ・国内外の関連事例の分析
- ・清溪川復元に備えた都心交通体系の改編
- ・覆蓋構造物及び清溪高架道路の撤去計画の樹立
- ・清溪川復元計画の樹立
- ・都心部管理計画の樹立

また、研究業務のほかにも、事業を成功に導くため、以下のような活動も行った。

### ○討論会の開催及び参加

多様な討論会を開催及び参加（国家安保政策研究所清溪川復元関連賛否討論、ソウルの未来を開く清溪川復元セミナー、清溪川復元国際シンポジウム等）することにより、清溪川復元の妥当性を広めることに力を注いだ。

### ○専門家セミナー及び懇談会の開催

ひと月に1、2回ずつ専門家セミナー及び懇談会を開催（大気汚染と人体危害性、清溪川復元事業関連行程管理計画、環境要素の経済的価値測定等）し、不足する部分の諮問を求めた。

### ○広報活動

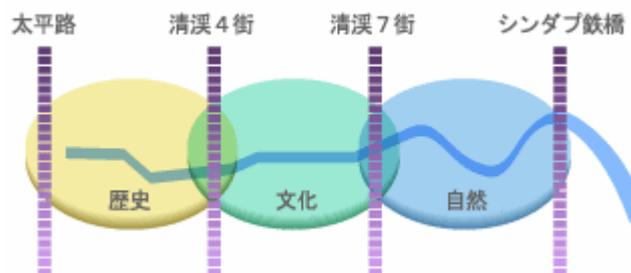
多様な研究と同時に、清溪川復元事業を正しく国内外に知らせるため、学術研究結果を基にした多様な広報活動を行った。

## 第5節 清溪川復元事業の内容

### 1 基本構想

ソウル市は、清溪川の復元を通し、生命の源である水の循環体系を回復させ、自然の自生能力による生態系を復元し、「自然のある都市河川」を造成しようとした。

歴史（過去、伝統）、文化（現代）、自然（未来）という3つの大きな時間的構成を持たせ、始点から2 km 間では歴史と伝統（過去）を重視し、2 km 地点から4 km 地点までは、文化と現代を中心テーマとし、4 km 地点からは自然と未来の概念を取り入れた。



【図9 清溪川全体図】

### 2 工事の過程及び構造物撤去

全工程区間は、2 km ずつ3つの区間に分けて、設計から施工までの一括入札方式を採用した。

清溪川的环境システムの復元と同時に、伝統的価値と都市のイメージを考慮し、上記の基本構想を踏まえ、「伝統と未来」を上流から下流までの間で区分して、工事設計が行われた。最終的に6つの建設業者と4つの設計業者が事業に参加した。

細部設計段階で、全ての業者が参加する合同設計事務所を運営し、区間別に分けられた川と構造物の連続性が維持され、互いに調和が図れるようにした。

#### (1) 工事の過程

工事は、以下の手順で行われた。

ア 交通処理、安全設備、工事用仮施設の設置



#### イ 高架部分の撤去



#### ウ 橋脚構造物の撤去



#### エ 遮集管（※10）・両岸道路の敷設



#### オ 河川及び造景色工事



※10 遮集管とは、晴天時に下水及び一定量の雨天時下水を下水処理場へ送水するための管渠。

### (2) 清溪高架や覆蓋構造物の撤去

#### ア 新工法の導入、騒音や粉塵などの最小化

復元工事時に撤去される構造物は長さ 5.4km の 10 車線の覆蓋構造物と、長さ 5.7km の 4 車線高架道路であった。

撤去作業は、人口密度の高い商業用及び住居用のビルが密集し、且つ交通も混雑する都心の中で行わなければならなかった。従って、解体と運搬工事過程で発生する騒音と粉塵をできるだけ減らし、周辺地域に与える工事被害を最小限化することに努めた。

そのために、工事区域の高架の周りには、騒音、ほこり、破片を防ぐための幕を設置し、切断に際しては、騒音と粉塵が少ないダイヤモンドワイヤーソーを使用し、橋脚等の大型構造物を切断した。

回転鋸を使用する時は、周りに幕をし、鋸の熱を冷ましほこりが出ないようにするため、頻繁に水をかけながら行った。

また、運搬量を減らすために、構造物は最大限の大きさに切断し、切り出した構造物は、大型トレーラーを利用し、主に夜間に搬出した。

## イ 撤去廃材のリサイクル

撤去された構造物全体の重さは、907,000 トンに達した。このうち、コンクリートが790,000 トン、アスファルトコンクリートが82,000 トン、鋼鉄が35,000 トンであった。搬出された構造物は12箇所の処理場で粉砕された。

約96%のコンクリートとアスファルトコンクリートがリサイクルされ、大部分が道路工事の基礎材料として使用された。鋼鉄は100%がリサイクルされた。

なお、韓国の近代史の名残として、清溪川の下流に橋脚3本が残してある。近代化の象徴であった清溪高架道路は、韓国の経済発展の象徴でもあった。しかし、その結果、環境は汚染され、人間にとって決して好ましいものではなかった。緑の兩岸の間を流れる澄んだ川の真ん中に、異様な雰囲気ですびえ立つ3本の橋脚は、後世の人々に清溪川復元の意味を考えるきっかけを与えている。



【写真6】残された3本の橋脚

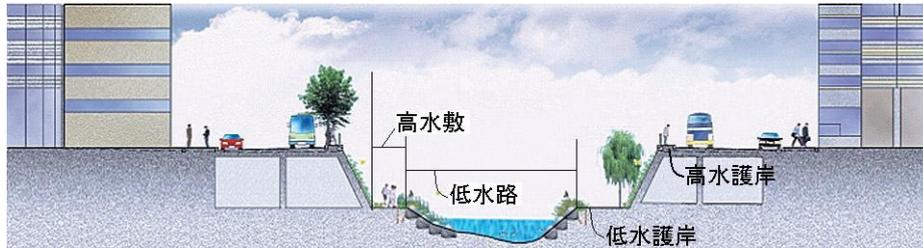
## 3 河川の復元

都市化が進み、道路が舗装されるに従い、雨水が地下に染み込むことが少なくなり、洪水の危険性が高くなった。復元される清溪川の川底の設計のために、様々な分析と実験がなされた結果、局地的な集中豪雨にも耐えうるように、既存の川の幅を狭めることとなり、川底をより深くし、洪水が起きないような堤防の高さを確保した。また、散策路、低水路のほかに、大雨などで河川流量が増えた場合に、洪水を防ぐ目的の敷地である高水敷も設置した。

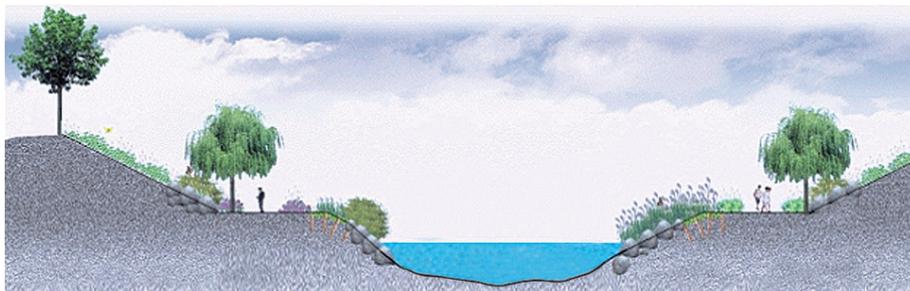
清溪川断面概況は、低水路幅：6 m～72m、高水敷：2 m～27m、低水護岸の高さ：3 m～7 m、高水護岸の高さ：1 m～3.7m である。



【図 10-1】清溪川上流部分断面図



【図 10-2】清溪川中間部分断面図



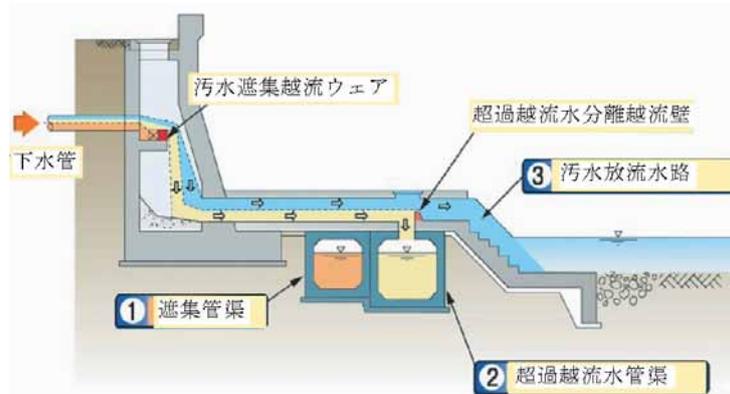
【図 10-3】清溪川下流部分断面図

清溪川の周辺の下水システムは合流式下水システム（※11）である。従って、洪水が起これば汚水があふれ、清溪川に直接流れ込んでくることになる。降雨時の初期に発生する汚染度の高い初期汚水がそのまま清溪川に流れ込んでくれば、復元された清溪川の生態系が破壊されることにもなる。そのため、初期汚水を集め、簡易下水処理施設に送るため、時間あたり 5 mm 降雨の雨水を処理することのできる大型暗渠（地下に埋設してあったり、ふたがしてある通水路または排水溝）を設置した。上流では暗渠を歩行者通路の下に埋めた。下水管の断面は【図 11】のとおりとなっており、雨水管と污水管の二つの部分に分けて、乾期の汚泥沈殿を防ぐために適切な流速を維持できるようにした。

なお、清溪川の下水道整備は、下水管が清溪川復元区間内の発生最大下水量の 3 倍を処理できるように設計されている。

※11 合流式下水システムとは、汚水と雨水を同一の管路で下水処理場まで排除する下水道をいう。このシステムでは、雨水が洗い流した道路上の汚濁物質も下水処理場

で処理できる上、管路が一つで済むため、整備コストが安く効率的などの利点がある。しかし、雨天時・融雪時には一定量を超える汚水が未処理のまま放流され、大腸菌群数増加等の水環境の悪化を招くという問題がある。



【図 11】 合流式下水システム（上流区間）

## 4 維持用水

### （1）維持用水の供給

清溪川には親水生態環境造成のため、常に澄んだ水が流されることとなった。元々、清溪川は梅雨時期などに雨が降らなければ、水の流れない乾いた川である。復元された川の水をどう供給するかという問題、特にどのようにして必要な水を確保し、良質な水質を維持するかということが課題であった。

最終的には、水深 40cm、一秒あたり 0.25m を維持できるよう 12 万トンの水を供給することで決定した。これは肉眼で水底まで見ることのできる基準である。

12 万トンのうち、9 万 8 千トンは清溪川下流側に 15km 離れた漢江の水を利用し、残りの 2 万 2 千トンは地下水を充当している。総供給量のうち、57%は清溪広場から放流し、残りは清溪川の 4 箇所から噴水や滝等の形式で放流されている。（【写真 6】参照。）

漢江の取水場から汲み上げられた水は、6 km の管路を通過して浄水場に送られる。浄水・消毒等の処理過程を経て浄化された水は、大型モーターポンプを利用し、清溪川の各放流口へと流れていく。このため、清溪川には絶えず澄んだ水が流れているのである。

また、清溪川近隣の 13 の地下鉄駅舎から排出される地下水は、1 日約 2 万 2 千トン余である。

このおかげで、清溪川は人口河川でありながら、2 級水以上の水質を維持し、魚が生息できる環境にある。当然人間の親水活動にも影響がなく、夏には涼を求めて清溪川で水遊びをする子供達の姿も見られた。



【写真7】清溪川のウォータースクリーン

## (2) 維持用水の流速と費用

清溪川の流速は、秒速0.25m(時速0.9km)を維持している。清溪川復元区間は5.84km、清溪川の始点から漢江に合流するまでは10.84kmである。よって、清溪川の水が、清溪広場から出発し復元区間を過ぎるまでに、6時間30分、漢江まで再び流れ込むまで約12時間かかることになる。

一方、清溪川に一年中水を流すために、漢江の取水場と浄水場に大型モーターが設置されている。その大型モーターの稼働に、1年で約8億7千万ウォン(1日238万ウォン)の電気代がかかり、そのほかにも人件費等を含め、年間約18億ウォンが維持費としてかかっている。また、そのほかにも管理費として、用水供給施設管理、災難防備、安全対策等で69億ウォンがかかる。なお、水代については韓国水資源公社の協力により支払っていない。

## 5 道路や橋の建設

### (1) 清溪川兩岸の道路

清溪川の道路計画は、「洪水が起きないようにする」という河川本来の機能を維持する範囲内で、周辺の商店街の営業の便宜と貨物運送車等の業務車両用駐車場など、市民の便宜機能を最大限確保できるように設計されている。この計画により、清溪川の兩岸にそれぞれ2車線の道路と貨物運送車等の業務車両駐車のための2mのスペースが確保され、車線は、3m幅×2車線、制限速度は時速50kmとなっている。

また、商店街と建物前3m、貨物運送車等の業務車両用駐車場2m、清溪川沿い1.5mの歩道が確保され、商店街利用と河川の散策路への往来がしやすくなっている。

### (2) 橋梁

道路を川に変えれば、川の両側を行き来する自由な通行を妨げることになる。よって、復元後も従前の交通の流れを維持するため、7つの歩道橋と15の車道橋、計22の橋が架かっている。

橋のうちのひとつである広通橋は、数十年間、覆蓋構造物の下に埋没していた昔の橋

を復元したものである。

橋のデザインについては、公募したデザインスケッチが参考にされた。①川の流れの障害が最小化されるような橋梁形式、②清溪川橋梁を文化と芸術の出会い空間として設定、③地域的シンボルとしての芸術性を持つ橋梁を設計基準としたが、橋梁の長さが短く幅が広いいため、デザインの実現化には苦心したと言う。

なお、復元された川にかかる橋は、短いもので 20m、長いものは 100m になる。幅は 26m～59m である。

### (3) 散策路

利用者が通行しやすく、また維持管理が容易となるように造られた。また、環境に優しい自然素材を利用し、質感と彩りが考慮されている。

長さ 12.04km、幅は、管理兼用の散策路が 3 m、歩行専用 0.9m～2.5m である。

### (4) 接近路

清溪川に接近しやすいように設置された。階段形式が 23 箇所、バリアフリーのスロープ形式が 8 箇所設置されている。なお、河川の景観を損なわないようにデザインされ、大雨時も安全な構造設計がとられている。

なお、この階段形式の接近路は、大雨などの際に水が通過しやすいよう、ステップとステップの間に隙間が空いていたため、階段の下から見上げるとスカートの中が見えるのが難点であった。このため、2007 年 2 月、ステップの幅を 30cm から 60cm へ広くし、下から見えないようにし、スカートの女性でも安心して階段を利用できるように改善された。

## 6 景観づくり

清溪川復元の基本構想は、始点部から下流部に行くに従って、都会的なイメージから次第に自然の豊かな河川へと東西の緑地が繋がるようになっている。造景設計の基本概念は、「自然がある都心の川」のイメージである。下流は上流よりもより自然を近く感じられる。

### (1) 上流部

歴史（過去、文化）をテーマにしており、覆蓋構造物の下に埋まっていた広通橋の復元や正祖大王陵行班次図（朝鮮王朝第 22 代王である正祖が、1795 年に母親の還暦を迎え、父親の墓地のある華城へ向かう様子）を 5,120 枚のセラミック陶磁タイルでつくったもの。）が特徴的である。



【写真 8】

## (2) 中流部

文化（現代）をテーマにしており、自然と環境をテーマにした5人の現代美術家の作品が設置され、また、ファッションビルの集まっている東大門市場と隣接している地域性とも関連して、ファッション噴水も設置されている。



【写真 9】

## (3) 下流部

自然（未来）をテーマにし、最も下流にあたるころには、柳や各種水生植物を植えて生物の生息空間となっている。清溪川全体の中で最も自然的な生態空間である。

なお、さらに下流に行くと、トゥクソムソウルの森があり、35万坪余の緑地空間となっている。



【写真 10】

## (4) 清溪広場の造成

清溪川始点部には、「出会いと和合」、「平和と統一」の祈りが込められた清溪広場を造成した。面積 6,980 m<sup>2</sup>（約 2,105 坪）、長さ 160m、幅 40m～41m となっている。清溪広場には、広場、清溪川のミニチュア（100分の1寸大）、噴水、滝、8道石、景観照明、造形物がある。

造形物「スプリング」は、2005年10月の清溪川復元から約1年後の2006年10月に、世界的作家である Claes Oldenberg と Coosje van Bruggen の共同作業により完成した。造形物「スプリング」は、高さ 20m の巻き貝の模様をしている。外部は塔のように上に上昇する螺旋型で、ダイナミックさを演出し、復元された清溪川のわき上がる様と都市ソウルの発展を象徴し、内部は青と赤のリボンの形で DNA の螺旋系構造を連想させ、自然と人間の結合を象徴している。



【写真 11】 清溪広場

## (5) 景観照明

清溪川の夜景がソウルという都市の魅力を高めるということを念頭に、景観照明にも考慮されている。単に美しい景観を演出するだけでなく、水、橋梁、樹木、建物、造形物等の個性を活かしつつ、夜間に清溪川を訪れる市民の安全性も確保できるようにされている。

照明は、清溪広場や東大門周辺等の市民活動の多い所は、集中照明地域として夜間景観を演出する一方、魚類、昆虫等の動植物の生息のための空間は、過度な照明による河川生態系の破壊を防ぐため、最小限の照明とし、周辺地域に被害を及ぼすことを極力避けてある。



【写真 12】 清溪川の夜景

## 第6節 清溪川復元事業における課題

### 1 商人（卸売り、小売業者等）との摩擦

#### (1) 意見の収れん

清溪川復元事業前、清溪川路の両側には大規模な卸売りと小売りの商店街があった。約6万余店の店舗があり、関連従事者は20万人を超えた。このため、清溪川復元事業がこの商業圏に与える影響は大きいと考えられ、その商人達からの声を聞くために、公聴会や商店街別の事業説明会を開いた。

清溪川復元事業における利害当事者間の意見には、【表8】のような対立があった。

利害当事者	意見
ソウル市	清溪川周辺商人：復元工事区間が現在の道路の幅以内に限定され、周辺の建物の撤去がないことが復元工事の基本前提。現行の法律上は補償が不可能 露店商：不法であるため協商は不可能
清溪川商圈守護対策委員会	清溪川復元による問題認識（清溪高架道路と清溪路撤去に交通混雑の悪化、工事による騒音・ホコリで商圈に否定的な影響）と IMF 時よりもより深刻な長期景気沈滞による溪川商圈全体の営業不振→復元事業反対
衣類商店街対策委員会	
全国露店商連協会 （清溪川露店商生存権死守のための闘争委員会）	露天商生存権確保→復元事業反対

【表8】 商人問題に対する利害関係者別の意見

そのため、ソウル市は事前対策を樹立する。まず、当事者の望みや弱みを理解するために徹底した清溪川商圈の基礎調査を実施し、意見の収れんを行った。2002年10月21日から11月2日までの12日間をかけて、商業圏の現況等に対する徹底的な実態調査を実施し、予想される要望や相談、苦情に対し、効率的な対応方案を樹立した。具体的内容については【表10】を参照されたい。

また、「清溪川住民と商人協議会」や「商人対策協議会」を設置し、着工までの1年間に約4,200回を超える会合を開いた。

さらに、清溪川広報館と東大門市場前に「現場民願相談室」を設置し、要望・相談・苦情窓口として運営した。これにより、計7,200名余の相談を受け、直接、清溪川復元に関する意見の収れんを行い、またこれは広報機能の役割も果たした。その結果については【表9】を参照されたい。

区分	計	現場民願総合対策	清溪川周辺地域活動	現場民願相談室
活動概要		2002.12.23 ～2003.4.9	2003.4.10 ～2003.6.30	2003.1.17 ～2003.8.30
現場活動	3,987	1,152	2,552	283
民願相談	21,208	2,304	5,104	13,800
広報物 配布	4種： 91,700	-	1種類：50,000	4種類：41,700

【表9】職員現場活動結果

## (2) 協商

### ア 公式的協商：政策協議会

政策協議会は、公式的な協商の場である。ソウル市と清溪川商人団体が意見交換することのできる公式的な対話の場であり、補償問題、協議案の提案、事後の運営管理等、共同の利益に関わる問題に対する協議のための実質的な機構という立場で、摩擦を解消するための一つのパートナーとしての役割を担った。

### イ 非公式的協商

非公式的な協商は、公式的な協商とは異なった内容も討議し、相互間の意見の差を狭めるのに活用された。制限条件の多い公式的な協商に対して、非公式的な協商は、制限が少なく相互に人間的な関係を形成することができ、より円滑な意思疎通が可能で、非公式的な協商を通じた対話は、清溪川復元に対する論争よりも、商人の未来に対する実質的な論議がなされた。

さらに、幹部職員による協商も実施された。これは、「知彼知己」（彼を知り己を知る）戦略に基づくもので、商人との信頼関係づくりから始められた。午前2時、午前5時、午後9時、午後2時などそれぞれの営業時間に尋ねて対話を図り、商人の身になっての話し合いを行い、説得を行った。ソウル市長自らもこの現場訪問を行った。現場訪問の際に、職員間で対応が異なり、方向性がずれることを防ぐため、損失補償は行わないこと、工事着工日は延期しないことを絶対原則とした。

## (3) 商人に対する支援策

上記により収れんした意見に基づき、多様な利害関係を持つ清溪川商業圏の特性に配慮した商店街の活性化と営業の支障となるものを最小化する支援策がとられることとなった。

まず、工事により営業の支障となるものを最小化するため、最新の工法を導入することにより、騒音や粉じんの発生を抑えた。また、清溪川沿いの商店街を利用する市民と商人の駐車場不足を解消するために、付近の東大門運動場を駐車場として利用することとし、清溪川を巡る無料シャトルバスを運行した。

次に、商業圏の活性化を図るために、駐車場不足を改善するための対策を講じ、電光板や新聞などを通じた広告とともに、広報用のチラシの制作や垂れ幕などを活用して、清溪川商店街の積極的利用をPRした。また、ソウル市の物品購入の際には、清溪川商店街で優先的に買入れた。

さらに、清溪川の商人の為の金融財政支援を行った。経営資金を低利で融資し、在来市場のビルのリモデリングなどの環境改善を行う場合に限り、経費の80%以内を無償で支援した。

移住を希望する商人については、松坡区文井地区に専門商店街施設を建設して、全国的な取引が引き続き維持できるようにしている。なお、文井地区には15万坪の総合流通団地が2007年末までに建設される予定である。具体的な対応内容については【表10】を参照されたい。

対象	対応内容
営業の支障となるものを最小化する対策	①清溪川道路幅以内で拡張 ②清溪路の両側の2車線道路及び業務用車両のスペースを確保 ③東大門運動場に駐車場を設置、工事期間中の無料シャトルバスを運営
清溪川周辺商業圏活性化対策	①ビルのリモデリング等の在来市場環境改善費の80%以内で無償支援（8億ウォン限度） ②市場の現代化のための再開発事業費を融資支援（100億ウォン限度） ③小規模な企業や商人のため、経営安全資金を融資支援 ④ソウル市の公用物品を清溪川周辺で優先購入 ⑤e-清溪川事業（※12）
移住希望業種に対する対策	①商人が希望する地域を対象に敷地選定、行政的、財政的支援 ②文井地区15万坪規模の流通団地造成推進
その他	①清溪川商人の子女に奨学金支給

【表10】清溪川復元事業の商人対策

※12「e-清溪川事業」：清溪川商圏の活性化のための一つの支援策として、清溪川一帯と、東大門衣類商店街と主に電子商品を取り扱うセウン商店街（清溪3街から清溪4街一帯に広がる商店街）等を全て網羅するインターネットショッピングモールを立ち上げた。e-清溪川市場株式会社では、清溪川商圏で取引する全ての物品を販売しており、今後は、海外同胞団体と連携し、世界も視野に入れているという。（2005年1月18日 東亜日報）